

7 福監第 3 6 号
令和 7 年 5 月 3 0 日

請求人 様

福津市監査委員 木村 道也
福津市監査委員 榎本 博

監査結果報告書

福津市基金の管理・運用の失敗に対する措置請求について

このことについて、福津市監査委員監査基準に基づいて監査を実施しましたので、次のとおり監査結果を報告します。

第1 請求の受付

1 請求人

住所 福岡県福津市【省略】

氏名 【省略】

2 請求書の提出

請求書の提出日（監査事務局受付日）は、令和7年3月31日である。

3 請求の内容

請求人提出の福津市職員措置請求書（住民監査請求書）による請求（以下「本件請求」という。）の内容は次のとおりである。なお、本件請求については、当初の請求内容を原文のまま掲載している。

4 請求の要旨

「福津市基金の管理・運用の失敗に対する措置請求」の要旨

最近発行された日刊紙（読売新聞など）によって、最近、福津市が「基金」の管理・運営に失敗して、巨額の売却損と巨額の評価損を発生させていることが判明した。市の保管・使用する財産は全て市民の共有財産であり、福津市の一市民として深刻な問題である。よって、本件失敗の状況を市民に明らかにし、当失敗の原因とその対応・改善策を講じることを要求するものである。

1. 請求の要旨

（1）新聞報道や市担当職員の説明によると、福津市は2024（令和6）年度に、「基金」（約110億円）の管理・運営に失敗して、①基金の財産の債券（証券）売却によって25百万円の売却損を発生させ、及び、②現在保有している有価証券（約72億円）に約23億円の巨額評価損（含み損）を発生させていること、しかも、③その損失（上記2種類）は今後もしばしば発生するだろうと思われる恐れ、④一民間営利会社の長期債券購入、⑤額面を超える金額で購入した証券があるという、少なくとも5つの問題がある。

（2）上記の失敗が発生した原因は、①証券経済のイロハも知らない全くの素人が、無謀にも公金を運用したこと、②市の年々の支出計画に不備があったこと、③基金の流動性の確保を忘れたこと（これが売却損発生の直接の原因である）、④過去及び現在の市当局の「資金管理運用方針」（令和4年告示第153号など）の不備（欠陥）、等である。

（3）上述の失敗は、「地方自治体の財産の運用の大原則である「安全・確実」な運用を無視した地方自治法及びその関連法令違反行為によって引き起こされた

ものである（注 131）。

（注 131）市行政の失敗の原因の中にはこのほかに、財務・会計の健全性を監査・調査すべき「監査委員」（地方自治法第 195 条）の怠慢、及び、市行政の健全運営を使命とする市議会の怠慢があるが、本件はその問題は含めない。

（4）上記の重大な問題に対して、今後どのような対策を講じるべきか、大要、2 つの措置が必要である。

本問題の全体像の確認作業が必要である。上記の問題は基金（資金）管理・運営の問題の中のわずか 1 点だけであるが、同様の問題が過去に複数存在する可能性がある。従って、（イ）市当局は詳細に調査して公表すること、（ロ）責任の所在を明確にすること、今後も同様の深刻な問題が発生する恐れが推測できるから、（ハ）将来、発生する可能性ある基金問題を摘出して、その対策を早急に策定すること、（ニ）本件重大問題が発生した原因（上記「1. の（3）」に鑑み、今後このような幼稚ではあるが、市民にとって極めて重大な問題が発生しないために、現行の諸規則・条例・告示などを見直して、今後同様の問題が発生しないような対策、及び、改善策を策定すること、を強く要望する。

（最後に）

なお、当市で起こした問題は、少数の自治体に留まらない問題のように推測される。しかし、「多くの自治体が同様の問題を引起しているのに、自分だけが問題点として注目されるのはおかしい」という反論が出るかもしれない。これに対しては、むしろ、全国規模で本件問題を議論し、上級官庁・中央政府を動かして必要な改善策を講じる必要がある、と判断すべきである。その意味で、本件問題は日本国にとって、極めて重要・深刻な問題であるという認識を持たなければならない。

一市民である私からの監査請求（市民からの「措置請求書」）は以上の通りである。本問題は既に福津市民の間で話題として飛び交っている。「市行政の健全な発展」を目指す監査委員におかれては、自らの重大な使命をよく認識され、十分にその使命を果たされんことを期待します。

5 事実を証する書面

請求人が、事実を証する書面として提出したものは次のとおりである。

1. 読売新聞記事（2025 年 1 月 21 日（朝、火）付）、大見出し「福津市基金含み損 23 億円、長期国債・社債に偏重」・・・A3 用紙
2. 読売新聞（2025 年 2 月 1 日（朝、土）付）、大見出し「あす告示、出馬多数か、人口増への対応課題」・・・A3 用紙

3. 情報公開請求書：請求日（令和 7 年 2 月 5 日）、請求人から福津市長宛て。現時点における基金保管状況を請求。・・・A4 用紙
4. 基金保管状況（令和 7 年 1 月 31 日現在）・・・A3 用紙
（注：本資料は、上記「3. 情報公開請求」により入手したもの）
5. 基金保管状況（平成 27 年 1 月 30 日現在）・・・A3 用紙
（注：本資料は、下記「6. 公開決定通知書」により入手したもの）
6. 公開決定通知書：6 福会第 51 号、令和 7 年 2 月 13 日付、福津市長原崎智仁から請求人宛て・・・A4 用紙
7. 情報公開請求書：請求日（令和 7 年 3 月 5 日）、請求人から福津市長宛（令和 7 年 3 月 5 日の受付印）・・・A4 用紙
8. 情報公開請求書：請求日（令和 7 年 3 月 11 日）、請求人から福津市長宛（令和 7 年 3 月 11 日の受付印）・・・A4 用紙
（注：3 月 29 日現在、市当局からの返答なし）
9. 公開決定通知書：6 福会第 61 号、令和 7 年 3 月 13 日、福津市長福井崇郎（会計課審査係）から請求人宛、「平成 27 年 1 月 31 日時点の基金保管状況の写し」公開決定の通知・・・A4 用紙
10. 令和 4 年 9 月 1 日、告示第 153 号：福津市資金管理運用方針・・・A4 用紙（6 枚）

提出された資料はすべて写しである。

6 請求の要件審査及び受理

（1）受理

令和 7 年 4 月 3 日に監査委員会議を開催し、合議の上、本件請求を受理した。

（2）監査請求期間について

本件請求は令和 7 年 3 月 31 日に行われており、本件請求に係る財務会計行為のうち、1 件については、「当該行為のあった日又は終わった日から 1 年を経過」（地方自治法（以下、単に「法」という。）第 242 条第 2 項）している。このため、同条ただし書所定の「正当な理由」が認められない限り本件請求は要件を欠き、不適法となる。

普通地方公共団体の住民が相当の注意力をもって調査を尽くしても客観的にみて監査請求をするに足りる程度に当該行為の存在又は内容を知ることができない場合に、その事情が止んでから「相当な期間内」に行われた監査請求には「正当な理由」が認められると解される（最高裁平成 14 年 9 月 12 日判決・民集 56 巻 7 号 1481 頁）。

法第 242 条第 2 項所定の「正当な理由」の有無の判断に関して、監査請求をす

るに足りる程度に当該行為の存在及び内容を知ることができたときとは、監査請求をしようとする者が、住民として求められる相当の注意力をもってすれば認識し得た事実及び自ら認識した事実に基づき、監査請求の対象となる当該行為を何らかの指標をもって他の事項から区別し特定して認識し、何らかの事実に基づきその違法事由を特定して疑惑を提示することができる程度に至ったときを指す（最高裁平成20年3月17日判決・集民227号551頁参照）。

請求人が監査対象となる財務会計上の行為とする売却損を出した債券の売却については、令和7年1月21日に新聞報道がなされている。したがって、請求人は、同時点において、監査請求の対象となる債券の売買を他の事項から区別し特定して、何らかの事実に基づきその違法事由を特定して疑惑を提示することができる程度の認識に至っており、少なくとも認識し得たといえる。

前掲最高裁平成14年9月12日判決の趣旨に照らせば、本件請求は「相当な期間内」に行われたとみることができる。したがって、本件請求には、法第242条ただし書の「正当な理由」が認められるから、同条所定の要件を充足する。

第2 監査の実施

1 監査対象事項及び着眼点

本件請求の内容及び請求人の陳述に基づき、基金にかかる売却損を発生させた債券の売却を監査対象である財務会計行為として特定し、以下を着眼点として監査を行った。

○債券の売却が違法・不当か

2 監査対象部署

福津市長

3 請求人の証拠の提出及び陳述

請求人に対して、法第242条第7項の規定に基づき、令和7年5月1日に証拠の提出及び陳述の機会を設け、請求人は、これに出席し陳述した。

なお、陳述において新たな違法・不当原因の主張および新たな証拠の提出はなかった。

4 関係人調査

監査対象部署に対する調査

令和7年4月4日付7福監第6号文書により、市長に対して次の資料の提出を求

めた。

- ・請求の要旨に対する弁明書
- ・弁明書の裏付けとなる資料

令和7年4月17日に以下の資料が提出された。

- ・福津市職員措置請求に関する弁明書（7福会第4号）
 - ・弁明書の裏付けとなる資料
 - ①福津市資金管理運用方針（令和4年9月1日施行、令和5年4月1日改正）
 - ②福津市債券運用基準（平成17年7月1日施行、平成31年4月1日改正）
 - ③福津市中期財政見通し（令和5年11月作成）
 - ④資金管理運用会議の議事録（令和5年8月21日）
 - ⑤資金管理運用会議の議事録（令和5年11月8日）
 - ⑥資金管理運用会議の議事録（令和6年2月14日）
 - ⑦資金管理運用会議の議事録（令和6年2月21日）
- なお、弁明書の裏付けとなる添付資料はすべて写しである。

以下に弁明書の内容を示す。請求書の引用部分は省略する。

【請求内容1（1）に関する部分】

①令和6年3月25日の国債の売却は、今後の財政状況を鑑み保有していた債券を現金化したもので、資金管理運用方針に基づき年間運用益の範囲で償却を実施した。②現有債券の購入当時は、満期保有ではなく途中売却を想定していたが、想定外の市場金利の上昇に伴う債券価格下落に伴い含み損が発生することとなった。③今後も財政状況を鑑み、必要に応じて債券を現金化する。④、⑤とも購入当時の「債券運用基準」に基づき購入した。

【請求内容1（2）に関する部分】

①基金は市長が管理するものであり、会計課は市長の指示を受けて基金を運用している。②市は中期財政見通しを作成しており、今後の財政状況を考慮しながら財政運営を行っている。③現有債券の購入当時は、満期保有ではなく途中売却を想定しており、流動性を担保していたが、想定外の市場金利の上昇に伴う債券価格下落に伴い、流動性の確保が懸念される状況となった。④現在の資金管理運用方針に不備があるとの認識はない。

【請求内容1（3）に関する部分】

違法であるか否かは司法の判断に委ねられるものではあるが、地方自治法は、基金は、確実かつ効率的に運用しなければならないと規定しているところ、債券での運用において、満期を迎えれば元本が保証されており、運用収益が生じてい

ることに鑑みれば、債券価格の下落により含み損が生じている現在の状況をもって、法第 241 条第 2 項に直ちに抵触するという認識はない。

【請求内容 1（4）に関する部分】

- （イ）調査を実施した際には、明らかになった内容は、適切に公表する。
- （ロ）基金は市長が管理するものであり、責任の所在は市長である。
- （ハ）資金管理運用方針に基づき適切に資金調達・資金運用を実施していく。
- （ニ）現時点では諸規則等の改正は具体化していないが、基金を含む資金管理において、必要があれば適宜方針等の見直しを実施する。

なお、令和 7 年 5 月 1 日に監査対象部署の職員から事情聴取を行い、弁明書の誤記が訂正された。

第 3 監査結果

1 対象となる財務会計行為

以下の売却 2 件である。

（1）売却 発注日：令和 6 年 3 月 13 日

みずほ証券株式会社 第 65 回利付国債（30 年）利率 0.400%
満期日：令和 31 年 12 月 20 日 額面金額：200,000,000 円
取得発注日：令和 2 年 4 月 7 日 取得単価：98.949
売却単価：73.285 売却数量：100,000
損失額：25,785,643 円 売却事由：債券の現金化

（2）売却 発注日：令和 6 年 12 月 13 日

みずほ証券株式会社 第 65 回利付国債（30 年）利率 0.400%
満期日：令和 31 年 12 月 20 日 額面金額：100,000,000 円
取得発注日：令和 2 年 4 月 7 日 取得単価：98.949
売却単価：67.678 売却数量：100,000
損失額：31,392,644 円 売却事由：債券の現金化

2 債券売却が違法・不当か

本監査の対象となる財務会計行為である債券売却が違法・不当か、以下検討する。

（1）基金における債券売買に関する定め

ア 法の定め

（ア）法第 149 条（長の担当事務）

同条第 6 号は「財産を取得し、管理し、および処分すること」を普通地方公共団体の長の権限と定める。ここでいう財産には、公有財産、物品及び債権並びに基金が含まれる（法第 237 条第 1 項）。

(イ) 法第 170 条（会計管理者の職務権限）

同条第 1 項は「会計管理者は、……会計事務をつかさどる」と定める。

ここでいう会計事務について、同条第 2 項は「現金（現金に代えて納付される証券及び基金に属する現金を含む）の出納及び保管を行うこと」

（第 1 号）、「有価証券（……基金に属するものを含む。）の出納及び保管を行うこと」（第 3 号）、「現金及び財産の記録管理を行うこと」（第 5 号）を例示する。

(ウ) 法第 241 条（基金）

同条は、条例の定めるところにより基金を設置することを許容し（第 1 項）、「条例で定める特定の目的に応じ、及び確実かつ効率的に運用」することを求め（第 2 項）、管理については、当該基金を構成する財産の種類に応じ、それぞれ、「収入若しくは支出の手続、歳計現金の出納若しくは保管、公有財産若しくは物品の管理若しくは処分又は債権の管理の例による」（第 7 項）と定める。

(エ) 長と会計管理者の権限分配

以上の定めによれば、法は、会計管理者を長と独立させた内部牽制的な役割を担う機関と位置付け、基金について、全体としての総括的管理権を普通地方公共団体の長が有し、会計管理者は現金、有価証券、物品の出納保管あるいは財産の記録管理の面だけをつかさどるものとして、権限を分配していると解すべきである。

すなわち、基金を現金又は有価証券として管理する場合、その出納及び保管は会計管理者が行うこととなるが、このことは、基金の運用までを会計管理者が行うことを意味するのではなく、基金の運用自体は普通地方公共団体の長の権限に属し、会計管理者は、長の決定した運用方針に従って現金及び有価証券の出納保管のみを行うこととしていると解される（松本英昭『新版 逐条地方自治法＜第 9 次改訂版＞』（学陽書房、平成 31 年）529 頁参照）。

したがって、会計管理者は、債券の売買を含む基金運用を行う権限を持たないというべきである。

イ 条例及び規則の定め

(ア) 法第 241 条にかかる各種の基金設置条例の定め

本市の基金設置条例は、いずれも、債券の売買に関する権限について、特段の定めをおいていない。

(イ) 福津市財務規則の定め

福津市財務規則第 260 条は「基金の管理に関する事務を所管する者は、当該基金の設置の目的に従い特に必要があると認めて市長が指定するものを除き、財政調整課長とする」と定める。

同規則第 261 条第 2 項は「基金管理者は、基金に属する現金を条例の定

めるところにより有価証券に代えようとするときは、あらかじめ会計管理者に協議の上市長の指示を受けなければならない」と定める。

同規則第262条は「基金に属する現金の収入、支出、出納及び保管、公有財産若しくは物品の管理及び処分又は債権の管理については、第3章、第4章、前章及び本章前3節の規定を準用する。この場合において、これらの規定中「歳入管理者」、「支出命令者」、「財産管理者」とあるのは、「基金管理者」と読み替えるものとする」と定める。

(ウ) 福津市行政組織規則の定め

福津市行政組織規則第4条第1項は「会計管理者の権限に属する事務を処理させるため、会計課を置く」とし、基金に関する分掌事務は「(6) 基金及び積立金の保管に関すること」、「(8) 現金及び財産の記録管理に関すること」、「(18) 会計管理者に関すること」とする(別表第9)。

また、同規則第3条別表第2は、財政調整課の基金に関する分掌事務を「(5) 基金に関すること」とする。

(エ) その他の規程等

平成23年4月1日施行の関係規程等の基金にかかる事務分掌に関する定めは、下表のとおりである。各関係規程等は平成31年4月1日施行の改正がなされている。

福津市資金管理運用方針	・管理運用基準に基づく事務等を円滑にするため福津市資金管理運用会議を設置する。構成員は会計管理者、財政課長等とする(第22(5))。 ※平成31年改正で構成員に副市長が追加 ・資金の総括的管理・運用は財政調整課長が行う。ただし、会計管理者は、資金保管中において、運用益を得る預貯金および債券運用をすることができる(第3(1))。
福津市資金管理運用会議に関する規程	・運用基準に基づく事務等を円滑に実施するため会議を設置する(第1条)。 ・「債券運用に関する事項」を会議の審議事項とする(第3条第2号)。 ※平成31年改正で審議事項に「金融情報に関する事項」が追加され(第4条に繰り下げ)、議長が会計管理者から副市長に変更。
福津市資金管理運用基準	・債券運用を行う場合は、福津市債券運用基準を遵守する(第44)。 ・資金管理の権限及び責任は、会計管理者が

	有する。会計管理者は、金融情勢等に応じた適確な判断のもとで安全かつ効率的な資金管理を行うため、必要に応じ運用会議の意見を聴く（第6 1（1））。
福津市債券運用基準	事務分掌に関する定めなし。ただし関連して、「購入する債券は…残存期間が概ね5年を超えない債券とする。なお、債券の取得価格は、原則としてアンダーパー又はパーで取得できる債券とする」（2項（3）） ※平成31年改正で、「資金需要や目的に従って基金を取崩す場合」「効率性を確実に向上させるため、商品の入替えを行う場合」に運用中の債券の売却を行うことができる。 （2項（2））、「債券の取得単価は、原則としてパー（額面価格）もしくはアンダーパー（額面価格未満）とする。ただし、パー及びアンダーパーの債券の取得が困難な場合は、オーバーパー（額面価格超）債券であっても購入することができる。なお、その場合満期償還時における受け取り利息が額面価格と取得価格との差額を上回る場合に限ることとする」（4項）とされた。
福津市基金管理要綱	必要な事項は、財政課長と会計管理者とが協議して別途定める（第7条）。 ※平成31年改正で、財政調整課長に名称変更。

上記5つの関係規程等は、整理され、包括して、令和4年9月1日施行の告示「福津市資金管理運用方針」に一本化されている。

福津市資金管理運用方針	・「事務等を円滑に実施するため」資金管理運用会議を設置する（第1 4（2）⑤ア）、「所掌事務を明確にする」（同ウ）。 ・「資金計画及び資金管理運用に関すること」を資金管理運用会議の所掌事務とする。議長は副市長とし、年2回開催する。庶務は会計課において処理する（第2）。
-------------	---

（オ）基金運用権限の分掌

法によって長が有する債券の売買を含む基金運用権限は、以上の市の条例及び規則によれば、基金管理者たる財政調整課長に分掌されている。た

しかに、福津市財務規則第261条第2項は、債券を購入するにあたり会計管理者への協議を求めているが、その趣旨は、会計管理者に内部牽制的な役割を期待したものと解され、基金運用権限が会計管理者に分掌されたものとみることはいえない。

平成31年4月1日施行の改正前の上記関係規程等では、資金管理運用会議を諮問機関としつつも会計管理者に資金運用権限を分掌しているようにも読めるが、そうであるとすれば上位規範である法及び規則に反するおそれがある。

令和4年9月1日施行の告示「福津市資金管理運用方針」は、資金管理運用に関することを資金管理運用会議の所掌事務としているが、少なくとも債券の購入について福津市財務規則第261条第2項が財政調整課長の分掌事務としていることと矛盾抵触するおそれがある。なお、債券の購入以外については、同規則第260条の「当該基金の設置の目的に従い特に必要があると認めて市長が指定するもの」として、資金管理運用会議に事務を所管させていると解する余地がある。

(2) 対象となる財務会計行為における意思決定プロセス

本監査が対象とする財務会計行為である2回の債券売却は、いずれも資金管理運用会議により決定された範囲で、会計課の起案により市長が決裁をした範囲内で実施されており、その手続は、福津市資金管理運用方針には適合している。しかし、前述のとおり、法及び福津市財務規則は、基金運用（債券購入・売却）の権限を、内部統制による自己チェック機能を果たすことが期待されている会計管理者ではなく、財政調整課長に分掌させることを予定しており、告示である「福津市資金管理運用方針」によってこれと矛盾抵触する内容を定めることはできない。

もっとも、「福津市資金管理運用方針」が定める資金管理運用会議は、副市長、経営企画部長、会計管理者、会計課長、財政調整課長等とされ、原則的な事務分掌者である財政調整課長が含まれているうえ、福津市財務規則第261条第2項が定める「基金に属する現金を条例の定めるところにより有価証券に代えようとするとき」に該当しないから、同規則第260条の「当該基金の設置の目的に従い特に必要があると認めて市長が指定するもの」として、資金管理運用会議に事務を所管させていると解する余地があることからすると、2回の債券売却について、その手続に違法、不当があるとまではいえない。

(3) 対象となる財務会計行為のその他の違法性・不当性について

対象となる財務会計行為は、いずれも赤字売却ではあるが、基金の目的を達成するための債券の現金化が必要な状況下での売却であって、資金管理運用会議による合議のうえで行われたものであり、違法、不当があるとは認められない。

3 結論

以上のとおり、本件請求には理由がないと認められるので、法第242条第5項の規定により、本件請求を棄却する。

なお、監査の結果に関する報告に添えて監査委員の意見を次のとおり提出する。

4 監査の結果に関する報告に添える意見

対象となった財務会計行為については違法性・不当性がないと結論づけた。

しかしながら、流動性の確保の不十分さなどから、債券を赤字売却せざるを得ず、市の基金における債券の運用について、多くの市民が不審や疑念を抱く状況が生じた要因として、法が予定する様々なチェック機能が十全に機能していなかったことがあげられる。

このため、監査委員としては、市長に対し、以下の措置を講じるよう要請する。なお、以下の要請事項は、令和7年4月28日付7福監第21号（同年5月14日付7福監第30号で一部訂正したもの）にて通知した住民監査にかかる監査結果報告書と同一である。

- 1 市長の基金運用権限を適切な部局に分掌させる規定を整備し、規則を制定すること。なお、整備にあたっては会計管理者との相互監視機能の保持に留意いただきたい。
- 2 基金運用の公表に関するルールを策定すること。
- 3 前各項の措置にあたっては、各種専門家の参画を得て、基金運用に関する委員会を設置するなど適切妥当な対応を検討すること。

以上